

「（仮称）大関山風力発電事業計画段階環境配慮書」についての 熊本県知事意見

「（仮称）大関山風力発電事業計画段階環境配慮書」の内容を環境保全の専門的見地から審査した結果、環境影響評価の実施及び環境影響評価方法書の作成に当たっては、以下の事項に十分配慮する必要がある。

[全体事項]

- （１）風力発電機の設置予定範囲のほぼ全域が水源かん養保安林又は土砂流出防備保安林となっており、保安林の改変を回避することが困難である。このことから、事業による影響の回避・低減が不十分である場合は、風力発電機の設置基数の削減を含めた検討を行うこと。
- （２）環境影響評価及び事業の実施にあたっては、地域住民と適切なコミュニケーションを図り、住民理解に努めること。

[大気環境]

〈騒音及び低周波音〉

- （１）風力発電機の設置予定範囲の 2km 以内に多数の住居があるほか、学校、病院施設が存在していることから、現地の風況を踏まえた騒音等に関するシミュレーションを行い、風力発電機の配置を検討すること。
- （２）大型資材等の搬入にあたって道路拡幅工事を実施する場合は、騒音・振動が発生する可能性があるため、適切な現地調査を計画すること。

[水環境]

〈水質〉

- （１）事業実施想定区域は球磨川や佐敷川等の源流域であり、区域内に水源かん養保安林及び土砂流出防備保安林が含まれていることから、森林伐採は最小限に留めることとし、本事業による水質への影響や災害対策について十分な検討を行うこと。

〈地下水〉

- （１）事業実施想定区域周辺には、熊本名水百選（昭和 60 年熊本県選定）の「大関水源」、「国見水源」、「寒川水源」が存在していることから、事業による地下水への影響について調査、予測、評価する必要があるか検討すること。

[動物・植物・生態系]

〈動物〉

- (1) 配慮書では昆虫類に関する専門家等ヒアリングが実施されていないため、今後の段階において実施する必要があるか検討すること。

〈植物〉

- (1) 尾根に管理用道路等ができると、シカが容易に移動できるようになり、食害による植生への影響が懸念されるため、こうした観点での影響予測等を検討すること。
- (2) 事業実施想定区域である大関山及びその周辺では、尾根部から谷部にかけて自然林が連続しており、風力発電機の設置にあたり尾根部を改変することで自然林全体に影響が及ぶ可能性があることから、その影響を極力回避・低減できる計画を検討すること。

〈生態系〉

- (1) 事業実施想定区域に隣接して譲葉鳥獣保護区が存在しており、直接的な改変が行われなくても、事業実施想定区域の動植物に影響があれば、周辺環境にも影響が及ぶ可能性が考えられるため、適切な予測、評価を行うこと。

【景観・人と自然との触れ合いの活動の場】

〈景観〉

- (1) 事業実施想定区域及び周辺では、「寒川棚田」、「鬼ノ口棚田」、「松谷棚田」が日本の棚田百選に認定されていることから、これらを景観資源や主要な眺望点とすべきでないか検討すること。
- (2) 事業実施想定区域及び周辺には、熊本名水百選（昭和 60 年熊本県選定）の「大関水源」、「国見水源」、「寒川水源」が存在するため、これらを景観資源に追加する必要があるか検討すること。
- (3) 大関山近傍に存在する国見山について、主要な眺望点に追加する必要があるか検討すること。
- (4) 集落や生活道路からの眺望への影響について、調査、予測、評価する必要があるか検討すること。
- (5) 事業実施想定区域の周辺において計画されている他の風力発電事業との累積的な影響について調査、予測、評価する必要があるか検討すること。

〈人と自然との触れ合いの活動の場〉

- (1) 景観の項目で指摘したとおり、事業実施想定区域及び周辺には、熊本名水百選（昭和 60 年熊本県選定）の水源や日本の棚田百選認定の棚田があることから、これらを人と自然との触れ合いの活動の場として調査、予測、評価する必要があるか検討すること。
- (2) 球磨川は、ラフティングや鮎釣りの名所としての利用があることから、人

と自然との触れ合いの活動の場として対象とすべき地点がないか検討すること。